

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき頭書の契約金額をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、委託業務の処理を一括して他の者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、発注者の承諾を受けなければならない。

3 発注者は、前項により承諾するときは、受注者に対して委託業務の内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、若しくは受注者から関係書類を提出させ、又は受注者に対し報告を求めることができる。

(保証人)

第5条 受注者は、発注者の要求があったときは、受注者に代わって自らこの契約を履行することを保証する連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、当該年度の岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録され、発注者の承認を受けた業者でなければならない。

3 保証人は、発注者の請求があった場合は第3条の規定にかかわらず、この契約に係る受注者の権利及び義務を承継するものとする。

(業務主任者)

第6条 受注者は、業務履行について、管理、監督する業務主任者を定め、発注者に通知するものとする。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書又は仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

2 発注者は、第2条第2項により承諾するときは、第三者に対して、受注者を通じ委託業務の秘密の保持に関する誓約書の提出を求めるものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、この契約の内容を変更し、中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により、履行期間内に完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に対し履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

3 発注者は、履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合、契約金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第11条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、特別の理由により履行期間を延長すべき場合において、特別の必要があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第12条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において、それを賠償しなければならない。

（検査）

第13条 受注者は、この契約が完了したときは、発注者の検査を受けなければならない。

（契約金額の支払い）

第14条 受注者は、第13条の検査に合格したときは、発注者の定める手続きに従って、契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（前払金）

第15条 発注者が、あらかじめ、前払金を支払う旨の意思表示をした場合において、受注者は、契約金額の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、契約金額が著しく増額された場合において、その増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（前払金の使用等）

第16条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費及び支払運賃に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（一部完了部分の支払い）

第17条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、受注者は当該部分に対する契約金額相当額を請求することができる。同一業務を一定期間反復する業務についても同様とする。

2 前項の場合においては、第13条及び第14条の規定を準用する。

（発注者の催告による解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないと認められるとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し職務の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 受注者がこの契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の業務を行うことができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の履行に必要な資格を喪失したとき。

- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされたとき。
- (8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
- (9) その他、業務に着手し、又は事業を遂行することが、困難とみられる事由が発生したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が第18条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第19条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(暴力団排除措置による解除)

第19条の3 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると

認められるとき。

- (4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 受注者が、第2号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（同号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（不当要求による解除）

第19条の4 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する業務の受注者として不適切であると認められる行為

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第19条の5 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は第19条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により、契約金額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定により、中止の期間が履行期間の3分の2以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により完了することが不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は第22条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第24条 この契約が解除された場合には、第1条及び第14条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第17条に規定する部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第17条の規定による一部完了部分の支払い（以下「部分払」という。）を受けている場合には、当該支払部分を除くものとし、以下この条及び第25条において「既履行部分」という。）があるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の契約金額（以下この条及び第25条において「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第25条 この契約が解除された場合において、第15条の規定による前払金があったときは、受注者は、第18条、第19条、第19条の2、第19条の3、第19条の4又は第26条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第17条の規定により部分払を受けているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第21条又は第22条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、第24条第2項の規定により既履行部分の支払いが行われる場合において、第15条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第24条第3項の規定により定められた既履行部分契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第18条、第19条、第19条の2、第19条の3、第19条の4又は第26条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第21条又は第22条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第18条、第19条、第19条の2、第19条の3又は第19条の4の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第18条、第19条、第19条の2、第19条の3又は第19条の4の規定により、業務の完了前にこの契約が解除された場合
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、履行期限の翌日から遅延日数1日につき、契約金額から第17条の規定による部分払に係る契約金額を控除した額につき1000分の1に相当する額とする。

（談合その他不正な行為があった場合の違約金）

第26条の2 受注者は、第19条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第19条の2第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

- 3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第14条第2項（第17条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（違約金、損害賠償金等の控除等）

第28条 発注者は、受注者が違約金、損害賠償金又は延滞金を契約金額の支払時までに納付しないときは、発注者は当該契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足するときは、更に請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から納付期限の翌日から納付の日まで遅延日数1日につき契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した延滞金を請求することができる。

（不当介入への対応）

第29条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。

- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（労働環境の確認等）

第30条 発注者は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）第13条に規定するこの契約の適正かつ適切な履行を確保するために、条例第2条第6号に規定する労働者（以下「労働者」という。）の労働環境について確認する必要があると認める場合は、受注者に対してこの契約に係る労働環境についての確認を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が行う前項の確認に協力するものとする。

- 3 受注者は、この契約に関して条例第2条第4号に規定する下請負者等（以下「下請負者等」という。）と契約を締結した場合、第1項の確認について、下請負者等に説明し、協力を求めるものとする。

- 4 第1項の確認を受けた受注者は、契約の名称、発注者が確認した労働環境の状況等を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

（不利益取扱いの禁止等）

第31条 受注者は、この契約に従事する労働者が、条例第14条第1項の規定による申出を発注者にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 発注者は、条例第14条第1項の申出を受理した場合は、受注者に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

（労働環境の改善等）

第32条 発注者は、第30条第1項又は前条第2項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、受注者に対し、これを改善するよう指導できる。

- 2 受注者は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとする。

（受注者への措置）

第33条 発注者は、受注者が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労

働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、受注者に対し必要な措置をとることができる。

(補則)

第 3 4 条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに岐阜市契約規則（昭和 3 9 年岐阜市規則第 7 号）を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(適用除外)

第 3 5 条 前各条の規定にかかわらず、前払金を支払わない場合には、第 1 5 条、第 1 6 条及び第 2 5 条中前払金に関する規定は適用しない。